

教職員定数法改正による「30人以下学級実現」のための意見書

経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子供たちの学力格差の拡大など、教育現場では、益々困難な状況が表れている。

学校現場では個々に応じたきめ細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められている。

日本の学校の1学級40名の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきた。

国としては新教職員定数改善計画、平成23年度から30年度までの8年間で小学1年生～中学3年生まで「35人学級」、小学1年生と2年生については、平成29年度から30年度の2年間で「30人学級」の少人数定数を打ち出している。そして、平成23年度から「小学1年生35人学級」がスタートし、平成24年度加配定数で「小学2年生35人学級」に進んでいる。

さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それに伴い、現在、47都道府県で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されている。沖縄県においても、平成13年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2年生において条件が合えば「30人以下学級」、平成24年度から3年生において「35人以下学級」の適応が行われている。しかし、沖縄県の財政状況ではこれ以上の推進は厳しいものがある。

現政権においても、予算配分を「コンクリートから人へ」の理念のもと、教育予算をGDP（国内総生産）の3.4%から5%に引き上げるマニフェストを示している。

「教育は未来への先行投資」であり、子供たちへの最善の教育環境を提供する必要がある。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっている。是非、教職員定数法の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月4日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
沖縄及び北方対策担当大臣